

資料1

産業廃棄物行政と経済的手法のあり方に関する検討会設置要綱

(目的)

第1条 本県における「循環型社会」の形成と円滑な産業廃棄物処理を目指す観点から、「産業廃棄物行政と経済的手法のあり方に関する検討会」(以下、「検討会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 検討会は、次の事項について検討を行うものとする。

- (1) 産業廃棄物を取り巻く課題に関すること
- (2) 経済的手法の効果と課題に関すること
- (3) その他

(設置期間)

第3条 検討会の設置期間は、平成16年3月31日までとする。

(組織)

第4条 検討会は、13名の委員をもって構成する。

- 2 委員は、学識経験のある者及び団体の代表者のうちから知事が委嘱する。
- 3 委員のうち、団体の代表者については、代理出席を認めるものとする。

(座長)

第5条 検討会に座長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 座長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要に応じ、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、福島県生活環境部県民環境総務領域総務企画グループにおいて処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年5月27日から施行する。

この要綱は、平成15年6月18日から施行する。

委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職
和 泉 武	福島県工業クラブ会長
大 内 忠 夫	福島県市長会常務理事(兼)事務局長
倉 島 光 一	福島県中小企業団体中央会会长
佐 藤 勝 三	(社)福島県建設産業団体連合会会长
渋 谷 雅 弘	東北大学法学部 助教授
鈴 木 安 利	(社)福島県産業廃棄物協会会长
知 野 泰 明	日本大学工学部土木工学科 専任講師
坪 井 孜 夫	福島商工会議所会頭
名 越 智恵子	福島県環境審議会委員(公募)
羽根田 一 郎	福島県町村会常務理事(兼)事務局長
東 田 啓 作	福島大学経済学部 助教授
安 田 壽 男	福島県農業協同組合中央会会长
山 川 充 夫	福島大学経済学部 教授